

「輸入青果物検疫要綱」
(昭和 62 年 4 月 15 日 62 農蚕 2006 号農蚕園芸局長通達) の一部改正
新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後	現 行
(目的及び定義) 第 1 1～2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（農林水産省消費・安全局長が別に定めるところにより植物防疫官が検疫有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～7 [略] 8 輸出国での栽培地検査を要する輸入青果物の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入植物検疫実施要領」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号）に基づき実施するものとする。 第 2～第 23 [略]	(目的及び定義) 第 1 1～2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（農林水産省消費・安全局長が別に定めるところにより植物防疫官が検疫有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～7 [略] 8 輸出国での栽培地検査を要する輸入青果物の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入植物検疫実施要領」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号）に基づき実施するものとする。 第 2～第 23 [略]